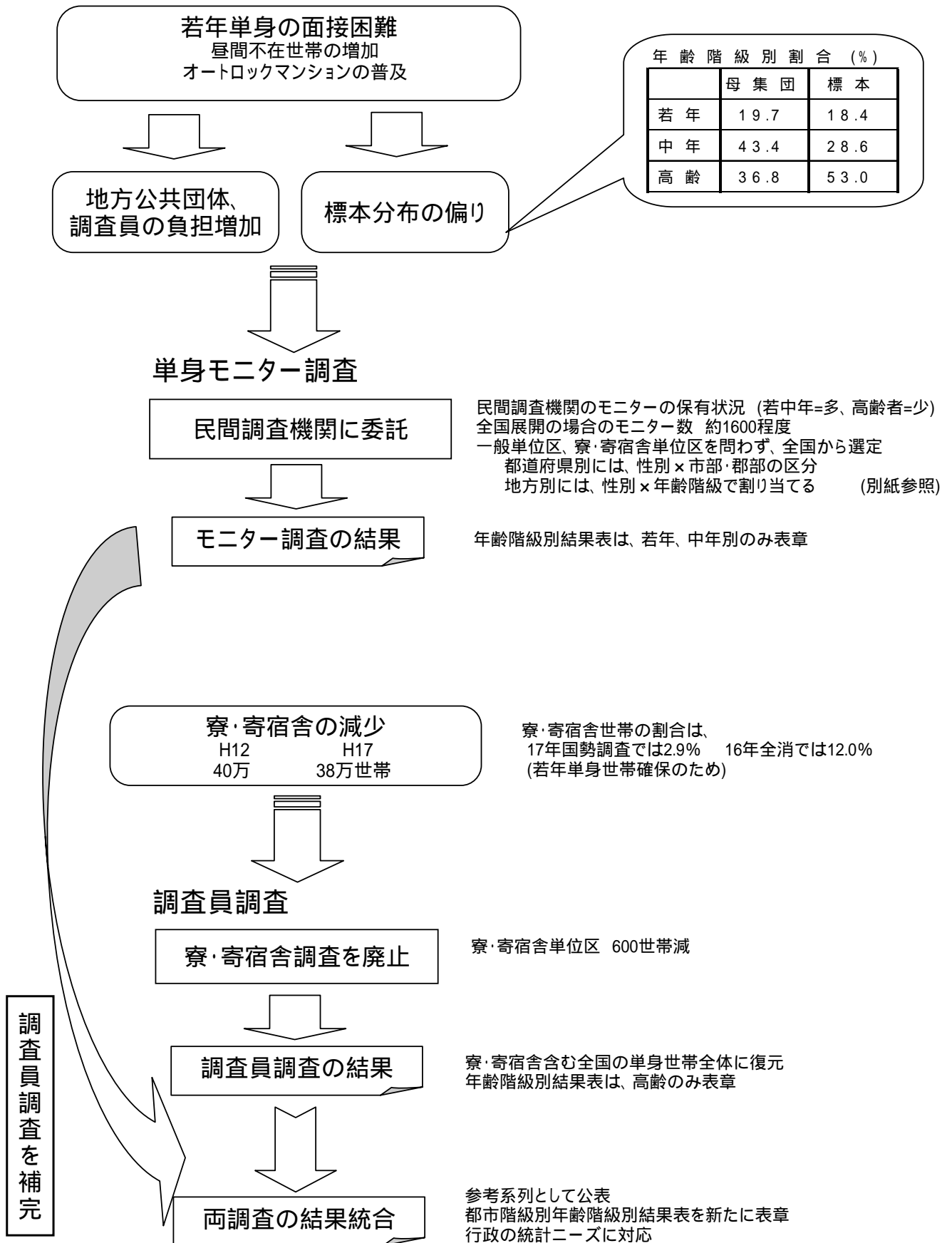


平成21年全国消費実態調査の単身世帯モニター調査の導入について



平成21年全国消費実態調査 モニター調査世帯の選定方法

単身世帯のうち、モニター方式で調査を行う約1,600世帯については、以下の方法で調査世帯を選定する。

1 モニター対象条件

全国のすべての単身世帯のうち、60歳未満の世帯。

調査対象から除外する世帯の条件は、単位区を用いた調査員調査を行う単身世帯と同条件とする。

2 モニターの配分

調査世帯数約1,600世帯を次の区分における平成17年国勢調査結果による単身世帯数比率に応じて割り当てる（クォータサンプル）。

(1) 男女×地域1

(2) 男女×年齢×地域2

男 女：2区分（男、女）

年 齢：4区分（30歳未満、40歳未満、50歳未満、60歳未満）

地域1：94区分（47都道府県×市部・郡部）

地域2：10区分（下記地方区分）

北海道地方：北海道

東北地方：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県

関東地方：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，
神奈川県，山梨県，長野県

北陸地方：新潟県，富山県，石川県，福井県

東海地方：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

近畿地方：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

中国地方：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県

四国地方：徳島県，香川県，愛媛県，高知県

九州地方：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，
鹿児島県

沖縄地方：沖縄県

3 モニターの募集方法

上記2の区分のモニターを確保するため、以下の方法でモニターを募集する。

(1) 調査受託会社の登録モニターから選定依頼

(2) 調査受託会社の調査員・社員の知り合い等へ依頼

(3) 調査受託会社の調査員による個別訪問（住民基本台帳等を利用）